

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	19	府 省 庁 名		国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）			
要望 項目名	鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置の延長			
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 鉄道事業者等が取得した「ホームドアシステム」及びその設置に係る償却資産 （1日あたりの利用者数10万人以上の駅及び当該駅からの距離が100km以内の駅、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく公共交通特定事業の対象に位置づけられた駅） 鉄道事業者等が取得した「エレベーター」及びその設置に係る家屋及び償却資産 （1日あたりの平均利用者数3千人以上の駅及び1日あたりの平均利用者数2千人以上でバリアフリー法に基づく基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅） ・ 特例措置の内容 取得後5年間、固定資産税・都市計画税の課税標準を2/3に軽減する特例措置を2年間延長する。			
関係条文	地方税法附則第15条24項 地方税法施行令附則第11条29項、30項、31項 地方税法施行規則附則第6条53項、54項			
減収 見込額	[初年度] — （ ▲511 ） [平年度] — （ ▲684 ） [改正増減収額] — （ 単位：百万円 ）			
要望理由	（1）政策目的 高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性・安全性を高める施策を講じることが喫緊の課題となっていることから、バリアフリー法に基づき鉄道をはじめとする公共交通機関のバリアフリー化を推進する。 （2）施策の必要性 第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）やバリアフリー法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和2年12月25日）において、令和7年度末までに、鉄軌道駅については、転落及び接触事故の発生状況、プラットホームをはじめとする鉄軌道駅の構造及び利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いプラットホームでの整備の加速化を目指し、3,000番線、そのうち1日当たりの平均利用者数10万人以上の駅において、800番線を整備することとしている。また、1日当たりの平均利用者数3千人以上及び2千人以上3千人未満で基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅におけるエレベーターの設置等による段差解消を促進することとし、公共交通機関のバリアフリー化を一層推進することとしている。 他方、バリアフリー施設の整備は、整備時に多大なコストがかかるだけでなく取得した施設の維持管理にもコストがかかる一方、直接的な収益増加につながらないため、鉄道事業者等にとって誘因が働きづらい設備であり、鉄道事業者等は国・地方公共団体の支援の下、整備を進めているところ。 第2次交通政策基本計画やバリアフリー法に基づく基本方針の整備目標を達成するためには、国の支援による整備に加え、税制特例によるインセンティブが求められており、全国の鉄道施設のバリアフリー化の加速に向け、本特例措置の延長が必要不可欠である。			
本要望に 対応する 縮減案	—			

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3 総合的なバリアフリー化を推進する ○鉄道駅におけるホームドアの整備 ○1日当たりの利用者数3千人以上の駅及び1日当たりの利用者数2千人以上でバリアフリー法に基づく基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅のバリアフリー化 移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第1号） 第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定） 第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）
		政策の達成目標	○公共施設等のバリアフリー化率 1日当たりの利用者数3千人以上の駅及び2千人以上で基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅を原則100%バリアフリー化（令和7年度まで） ○ホームドア又は可動式ホーム柵の整備番線数 3,000番線を整備。そのうち、1日当たりの平均的な利用者数が10万人以上の鉄軌道駅において、800番線を整備。（令和7年度まで）
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	○公共施設等のバリアフリー化率 1日当たりの利用者数3千人以上の駅及び2千人以上で基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅を原則100%バリアフリー化（令和7年度まで） ○ホームドア又は可動式ホーム柵の整備番線数 3,000番線を整備。そのうち、1日当たりの平均的な利用者数が10万人以上の鉄軌道駅において、800番線を整備。（令和7年度まで）
	有効性	政策目標の達成状況	業績指標9：公共施設等のバリアフリー化率等 ②旅客施設のバリアフリー化率（i）段差解消のうち鉄軌道駅） 実績値：93.6%（令和4年度） ③ホームドアの整備番線数（i）鉄軌道駅全体、（ii）平均利用者1日10万人以上の駅） 実績値：（i）2,484番線（ii）493番線（令和4年度）
		要望の措置の適用見込み	令和7年度：18事業者 99駅 令和8年度：15事業者 82駅
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	鉄軌道駅のバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多大なコストがかかる上、取得した施設等の維持管理にも継続的にコストが生じるものである。このため、取得した資産に係る固定資産税等を減額することにより、鉄道事業者等の負担が軽減されることから、更なるバリアフリー化施設等の整備・導入に対するインセンティブになるものである。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	地域公共交通確保維持改善事業費補助金：約 274.0 億円の内数 (令和 7 年度予算概算要求額) 鉄道駅総合改善事業費補助※：約 23.6 億円の内数 (令和 7 年度予算概算要求額) 都市鉄道整備事業費補助※：約 175.7 億円の内数 (令和 7 年度予算概算要求額) 鉄道施設総合安全対策事業費補助：約 100.7 億円の内数 (令和 7 年度予算概算要求額) 地域における受入環境整備促進事業補助金：約 14.4 億円の内数 (令和 7 年度予算概算要求額) ※バリアフリー基本構想に位置づけられた鉄道駅は補助率最大 1/2 に拡充
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	鉄軌道駅のバリアフリー化については、エレベーターやホームドアの設置等の一層の機能向上が求められている一方、過去に整備したエレベーターやホームドア等に係る維持管理費用が増加している状況にある。 上記予算措置は施設等を取得する際に活用されることを想定しており、本特例措置は、取得した施設等の維持管理に係る負担を軽減するものである。
		要望の措置の妥当性	エレベーターの設置やホームドアシステムの導入に際しては、バリアフリー化施設の整備だけではなく施設の維持管理にもコストがかかるところ、これらに対する鉄道事業者等の投資を促進し、基本方針の整備目標を達成するためには、国の支援によるバリアフリー施設の整備に加え、本特例措置によって、施設の維持管理コストの軽減を図る必要がある。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和元年度実績 176 百万円 (24 事業者) 令和2年度実績 272 百万円 (25 事業者) 令和3年度実績 438 百万円 (26 事業者) 令和4年度実績 476 百万円 (28 事業者) 令和5年度実績 454 百万円 (27 事業者) ※本特例措置の適用状況に関する鉄道事業者等への調査による。
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	課税標準（固定資産税） 令和2年度 18,936,810 千円 令和3年度 29,633,969 千円 令和4年度 35,611,679 千円 課税標準（都市計画税） 令和2年度 875,339 千円 令和3年度 761,452 千円 令和4年度 549,499 千円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、エレベーターの設置やホームドアシステムの導入に伴い取得した施設等の維持管理に係る負担が軽減されることから、更なるバリアフリー化を進めるためのインセンティブとして有効である。
	前回要望時の達成目標	○公共施設等のバリアフリー化率（②段差解消をした旅客施設の割合） 原則 100%（令和7年度まで） ○ホームドアの整備番線数 鉄軌道駅全体：3,000 番線。うち、1 日当たりの平均的な利用者数が 10 万人以上の鉄軌道駅：800 番線（令和7年度まで）
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	○公共施設等のバリアフリー化率（②段差解消をした旅客施設の割合） 93.5%（令和4年度） ○ホームドアの整備番線数 鉄軌道駅全体：2,484 番線。うち、1 日当たりの平均的な利用者数が 10 万人以上の鉄軌道駅：493 番線（令和4年度）
これまでの要望経緯		平成 24 年度：創設 平成 26 年度：延長 平成 28 年度：延長・拡充（ホームドアの適用要件を「1 日あたりの利用者数 10 万人以上の駅を含む路線の駅」及び「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき策定された移動等円滑化基本構想に位置づけられた駅」に拡充） 平成 30 年度：延長 令和 2 年度：延長 令和 3 年度：延長・拡充（エレベーター等に係る特例対象にバリアフリー法に基づく基本構想の生活関連施設に位置づけられた 1 日当たり利用者数 2 千人以上の駅を追加） 令和 5 年度：延長